

「平成 20 年度大気汚染防止推進月間ポスター事業」に係る
企画の募集について

環境省及び環境再生保全機構並びに全国都道府県では、都市における大気汚染物質濃度が一年のうちで高くなる 12 月を大気汚染防止推進月間とし、各種啓発活動を実施しています。

その事業の一環として、青い空の大切さや、一人一人が取り組むべきことなどを考え行動する機会として、大気汚染防止推進月間のポスター等に使用する図案を公募し、優秀作品については、本月間を中心に、掲載、各種媒体に宣伝告知を行うとともに、それらの表彰式を実施することとしています。

については、ポスター図案の公募から表彰に関する一連の業務等を請け負う業者を選定するため、企画を公募します。本件業務の請負を希望する業者は、以下の募集要領に基づき、平成 20 年 4 月 23 日（水）までに企画書等を提出してください。

平成 20 年 4 月 3 日

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部環境改善課

「平成 20 年度大気汚染防止推進月間ポスター事業」に係る企画募集要領

1. 目的

毎年、環境省及び環境再生保全機構並びに全国都道府県では、都市における大気汚染物質濃度が一年のうちで高くなる 12 月の一ヶ月間を大気汚染防止推進月間とし、大気汚染物質排出量の低減及び国民各層の大気保全意識の啓発を図るため各種のキャンペーンを行っている。

その事業の一環として、青い空の大切さや、一人一人が取り組むべきことなどを考え行動する機会として、平成 20 年度大気汚染防止推進月間のポスター等に使用する図案を公募し、優秀作品については本月間を中心に、各所に掲載、各種媒体に宣伝告知を行うとともに、それらの表彰式を実施することとしている。

2. 企画書及び見積書に記載する事項

基本仕様書を参照し、以下の各事項に係る企画書及び見積書等を作成し提出してください。なお、本件に係る予算は 1,000 万円（税込み）以下を予定しております。

3. 問い合わせ先、説明会の開催日時

(1) 問い合わせ先

独立行政法人環境再生保全機構

予防事業部環境改善課 担当：小林

所在地：〒212-8554 川崎市幸区大宮町 1310

ミューザ川崎セントラルタワー8階

電 話：044-520-9567

F A X：044-520-2134

(2) 説明会の開催日時及び場所

平成20年4月14日(月) 11:00 ～ 環境再生保全機構内第3会議室A

4. 提出資料、提出期限、提出場所

(1) 提出資料

以下の資料を2部ずつ提出して下さい。

①企画書

- ・ A4判で作成し提出すること。
- ・ ポスター図案の募集方法について、説明等をなるべく具体的に明記すること。その際に紙媒体広告等を用いた提案であれば、そのイメージが分かるような提案を含むこと。
- ・ 国民各層の大气保全意識の啓発に資し、かつ次年度以降の応募拡大に繋がるポスター等の作成以外の応募作品を用いた効果的な企画を提案を含むこと。

②見積書(項目毎に経費明細書を添付して下さい。見積額には消費税を含みます。)

③実施体制

④過去の主な類似業務実績(類似キャンペーン、ポスター等制作業務など)

⑤会社概要

⑥その他(御社が本業務を請け負う場合の利点などあれば明記して下さい。)

(2) 提出期限

平成20年4月23日(水)までの次の時間帯とします。(土曜日、日曜日を除く。)

午前10:00～12:00まで

午後 1:00～5:00まで

(3) 提出場所

資料は、次の場所へ持参するか郵送してください。郵送の場合も、提出期限内に提出場所へ必着とします。

独立行政法人環境再生保全機構

予防事業部環境改善課 担当：小林

所在地：〒212-8554 川崎市幸区大宮町 1310

ミューザ川崎セントラルタワー8階

電 話：044-520-9567

F A X：044-520-2134

5. 企画にあたっての留意事項

- (1) 企画にあたっては、募集告知や応募作品図案を用いた宣伝広報等において、効果的な企画を提案する。
- (2) 募集告知用のチラシについては、インパクトあるデザイン等を提案する。

6. 請負業者決定方法（予定）

- ・一次審査（書類審査） 4月下旬
- ・最終審査 5月上旬

（審査結果は個別に連絡します。なお、1次審査を通過した業者は最終審査の前日までに提出資料を8部追加で提出してください。）

- ・業者決定 5月上旬

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 企画書等提出物に、記載事項の不備があった者は失格とします。
- (3) 採用、不採用については個別に連絡します。

以上

「平成20年度大気汚染防止推進月間ポスター事業」企画の募集に係る
業者の選定について

公募により提出された企画書を基に、以下の方式により、業者の選定を行う。

1 選定委員会

提出された企画書を公正に審査し、業者を選定するため、別添1のとおり「平成20年度大気汚染防止推進月間ポスター事業に係る業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」を組織し、当該業務に最も適した業者を選定する。

2 選定の基準及び方法

(1) 選定評価基準

別添2のとおり

(2) 選定方法

提出された企画書を「提出企画書一覧」（別紙様式1）にまとめ、以下の方式で当該業務に適した業者を選定する。

- ① 企画書募集要領に沿って応募のあった企画書について、予防事業部環境改善課職員により別添2の選定基準に基づき審査を行う（一次審査）。一次審査を通過する企画は3企画程度を想定している。
- ② 一次審査を通過した企画については、選定委員会のメンバーに対して、各業者が企画書に基づきプレゼンテーションを実施し、その内容について別添2の選定基準に基づき審査する。
- ③ 選定委員会において、審査対象となる企画書に関する提案業者からのプレゼンテーション審査の結果に加え、一次審査の結果、過去の類似業務実績、見積価格等を踏まえて、最も優れた企画書を選定し、請負業者を決定する。

以上

(別添1)

「平成20年度大気汚染防止推進月間ポスター事業」に係る業者選定委員会設置要綱

1. 目的

「平成20年度大気汚染防止推進月間ポスター事業」に係る請負業者を適切に選定するため、「平成20年度大気汚染防止推進月間ポスター事業に係る業者選定委員会（以下、選定委員会という。）」を設置する。

2. 所掌事務

選定委員会は、「平成20年度大気汚染防止推進月間ポスター事業」に係る企画書募集要領に基づき応募があった企画書、見積書その他の提出資料を評価して、請負業者を決定するものとする。

3. 選定委員会メンバー

選定委員会は、以下のメンバーで構成される

委員長	独立行政法人環境再生保全機構予防事業部長
副委員長	独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境改善課長
委員	独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境保健課長
	独立行政法人環境再生保全機構予防事業部管理課長
	独立行政法人環境再生保全機構予防事業部管理課長代理
	独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境改善課長代理
	独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境改善課員
	独立行政法人環境再生保全機構経理部経理課長

※ 上記以外の者についても必要に応じて委員長により指名することができるものとする。

※ プレゼンテーション開催時に委員長不在の時は、プレゼンテーションの運営を副委員長が行い、その結果を委員長に報告する。

4. 運営方法

「平成20年度大気汚染防止推進月間ポスター事業」に係る企画書募集要領に基づき応募があった企画書に基づき、予防事業部環境改善課において、選定評価基準に基づき一次審査を行う。一次審査において高得点を獲得した企画書上位3点程度について、選定委員会が、審査対象となる企画書に関する提案業者からのプレゼンテーションに加え、一次審査の結果、過去の製作実績、見積価格等を踏まえて、最も優れた企画書を選定し、委員長の決定をもって最終決定とする。

5. 庶務

選定委員会の庶務は、環境再生保全機構予防事業部環境改善課において処理する。

6. 委任

この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

以上

(別添2)

「平成20年度大気汚染防止推進月間ポスター事業」に係る業者選定基準

- 1 ポスター図案募集の方法は具体的かつ適当なもので、応募数の増加につながる工夫がなされているか
- 2 提案された選定委員は「関連分野の有識者や著名人」として適切か。
- 3 国民各層の大気保全意識の啓発を図るに相応しい応募作品図案を用いた宣伝広報が提案されているか
- 4 不要な経費が計上されていないか
- 5 その他（他に特筆すべきことがあるか。また円滑な運営、柔軟な対応を構築できる組織体制となっているか。）

以上

(別紙様式1)

提出企画書一覧

番号	提出日	企画書提出者名	連絡先	見積金額(円)	審査結果
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

(別紙様式 2)

企画書の審査票

(企画書番号：)

(企画書を提案した業者名：)

審査項目	点数
1 ポスター図案募集の方法は具体的かつ適当なもので、応募数の増加につながる工夫がなされているか (コメント)	
2 提案された選定委員は「関連分野の有識者や著名人」として適切か。 (コメント)	
3 国民各層の大気保全意識の啓発を図るに相応しい応募作品図案を用いた宣伝広報が提案されているか (コメント)	
4 不要な経費が計上されていないか (コメント)	
5 その他 (他に特筆すべきことがあるか。また円滑な運営、柔軟な対応を構築できる組織体制となっているか。) (具体的に記入)	
合計点	

【総合コメント】

.....

.....

.....

(注) 各審査項目ごとの配点の基準は次のとおり。

- 優れている 5点
- やや優れている 4点
- 普通 3点
- やや劣っている 2点
- 劣っている 1点

氏名 _____

平成20年度大気汚染防止推進月間ポスター事業の実施仕様書

1. 目的

毎年、環境省及び環境再生保全機構並びに全国都道府県では、都市における大気汚染物質濃度が一年のうちで高くなる12月の一ヶ月間を大気汚染防止推進月間とし、大気汚染物質排出量の低減及び国民各層の大気保全意識の啓発を図るため各種のキャンペーンを行っている。

その事業の一環として、青い空の大切さや、一人一人が取り組むべきことなどを考え行動する機会として、平成20年度大気汚染防止推進月間のポスター等に使用する図案を公募し、優秀作品については本月間を中心に、各所に掲載、各種媒体に宣伝告知を行うとともに、それらの表彰式を実施することとしている。

2. 業務実施期間

平成20年5月～平成21年1月末（5月下旬頃よりポスターの公募を開始する）

3. 主催者

環境省・環境再生保全機構・全国都道府県

4. ポスター図案募集等事業の実施概要

(1) 平成20年度大気汚染防止推進月間のポスター等に使用する図案の公募（5月下旬頃～9月中旬頃）、優秀作品の選定

①ポスター図案募集の事務局として、告知から応募作品のとりまとめ、優秀作品の選定にいたる一連の業務を行う。

- ア 全体スケジュールの策定
- イ ポスター図案の受付窓口の開設
- ウ 専用HPの開設
- エ 応募作品の取りまとめ
- オ 選定委員会の設置・管理

②ポスター図案募集

ア ポスター図案募集チラシの作成・発送・掲出等

平成20年度大気汚染防止推進月間ポスター図案募集チラシにふさわしいイメージを持ち、かつインパクトのあるチラシを機構と協議のうえ、作成する。チラシは機構が指定する約2000箇所（約175,000枚）に配布するほか、応募数の増加が見込める団体、機関等と連絡調整のうえ、効果的な箇所に配布、掲出を行う。

イ 発送管理

ウ ポスター等の送付希望枚数の聞き取り

機構が指定するチラシ送付先（約2000箇所）のうち、155箇所はチラシを送付する際に、平成20年度大気汚染防止推進月間ポスター等の希望送付枚数を聞き取る案内文（事務局あてに希望枚数をFAX送信する内容とする）を同封する。また、その管理、対応をする。

エ その他効果的なポスター図案募集広報活動

チラシの配布、掲出以外の効果的な媒体等を用いたポスター図案募集広報活動を行う。

③優秀作品の選定にあたり関連分野の有識者や著名人からなる選定委員会を設置し、その運営を行う。

ア 機構が委嘱する選定委員以外に1名以上の著名人を手配し、選定委員とする。

イ 選定委員への連絡・調整

ウ 選定委員への謝金・旅費等の支給

※選定する優秀作品数は以下を想定するが、増えることもあるため柔軟に対応すること。

- ・環境大臣賞 1点
- ・環境再生保全機構理事長賞 1点
- ・優秀賞 2点
- ・佳作 10点

(2) 平成20年度大気汚染防止推進月間ポスター等に使用する優秀作品に対する表彰

① 選定された優秀作品の表彰に関する一連の業務を行う。

ア 表彰状の作成・副賞の手配（環境大臣賞及び機構理事長賞各10万円相当の品・入賞各5万円相当の品・佳作各1万円相当の品）

イ 優秀作品に選ばれた応募者との連絡調整を行う。

ウ 優秀作品に選ばれた応募者への旅費等の支給（大臣賞、理事長賞、優秀賞2名 計4名）

エ 優秀作品に選ばれた応募者への表彰状等の送付（佳作 計10名）

※優秀作品数は増えることもあるため、柔軟に対応すること。

(3) 平成20年度大気汚染防止推進月間ポスター等の作成

必要枚数：B1ポスター約2,300枚（このうち約150枚は機構が指定するロゴマークを入れること）

B2ポスター約54,000枚 B3ポスター約30,000枚 B2カランダール約18,000枚

(4) 平成20年度大気汚染防止推進月間ポスター等の地方公共団体等への発送

ア 作成したポスター等を機構が指定する約2200箇所へ発送するほか、配布、掲出を行うことで国民各層の大気保全意識の高揚を図れる効果的な団体、機関等と連絡調整のうえ、配布、掲出を行う。なお、追加送付等の要望には柔軟に対応すること。

イ 発送管理

(5) 国民各層の大気保全意識の啓発を図るに相応しい応募作品図案を用いた宣伝広報

ア ポスター図案募集に対し応募のあった作品の図案を用いた国民各層の大気保全意識の啓発を図るキャンペーンを企画・実施する。

イ 次年度以降の応募者拡大に繋がるような工夫を施す。

5. その他

本業務については、事業の趣旨、目的等を理解し実施することとする。また、本業務に必要な物品等の調達にあたっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、可能な限り、環境負荷の低減に資する環境物品等の調達を行うこととする。

なお、この実施要領に定めのない事項については、当機構と請負業者との間で協議し決定するものとする。